

○ ①検査審査員となることができない方、②辞退できる事由については、同封の「検査審査員候補者名簿への記載のお知らせ」の裏面をご覧ください。

- 視覚、聴覚、言語などに障がいのある方や介護が必要な方が検査審査員・補充員に選ばれた場合、事務局で審査会議に参加しやすいよう準備しますので、事前にお問い合わせください。
- 検査審査会制度に関するご説明は、検査審査会ホームページにも掲載しております。

<http://www.courts.go.jp/kensin/>

一頁目のある方は、

檢察審查員

272005
平成26年11月18日

名古屋第二檢察審査会事務局
(差出人)
460-0001
愛知県名古屋市中区三の丸1-7-5
(名古屋簡易裁判所管内)
名古屋第一檢察審査会事務局

愛知縣名古屋15

*00100001 002 411 2 001/001
0000001 0000001 0000003 0000003

411 2
001 0000000

検察審査員候補者名簿

審査会の検察審査員候補者
(2群)

このたび、あなたは、
名古屋

[illegible][illegible]

お問い合わせ

開設期間
受付時間
電話

名古屋第一
052-

※ 聽覺, FAX (

検査審査会はどのようなことをするのか。

- 検察審査会は、検察官が被疑者を裁判にかけなかったこと（不起訴処分）のよしあしについて審査を行うことを主な仕事としています。審査会議は、衆議院議員の選挙権を有する人の中からくじで選ばれた11人の検察審査員により非公開で行われます。
- 検察審査会は、地方裁判所及び主な地方裁判所支部所在地に16か所設置されています。昭和23年に検察審査会制度が始まってから、これまでに8万人以上の方が検察審査員・補充員に選ばれています。

検査調査員・補充員はどのようなことをするのか

- 検査委員は、検査委員の構成員として、審査員に参加し、検査官が行った取組活動のよさおよび欠点について意見を言います。また、検査官は、検査委員の行ったこととなり、審査会議日に欠席したとしても、検査委員に代って審査会議に参加します。
- 各県の任期は次のとおり、いずれも6年です。
- | | |
|-------|-------------------------|
| 1 都の方 | 平成27年 2月1日～平成27年 7月31日 |
| 2 都の方 | 平成27年 5月1日～平成27年10月31日 |
| 3 都の方 | 平成27年 8月1日～平成28年 1月31日 |
| 4 都の方 | 平成27年 11月1日～平成28年 4月30日 |
- 下の図表のとおり、6年毎に任期のよ、最初の3ヵ月毎に都の方と、残りの3ヵ月後は県の都の方と一様に行き交わっていただきます。したがって、1年ずつずつの時間間隔で1検査委員の都と県員が入れ替わります。

[illegible]

- 任期中は、月に一、二回程度(全国平均)開催される審査会議に出席していただくことになります。出席したときには、日当と旅費が支給されます。



料金後納
郵便



親展

重要なお知らせですので、必ずご開封ください。



檢察審査会制度

皆さんのご協力をお願いします。

ホームページ <http://www.courts.go.jp/kensin/>